平成２２年（フ）第２０４２１号
東京都国分寺市富士本２丁目23―15―701
破産者　大木　芳江
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４２９号
東京都江戸川区東葛西６丁目４―14―302
破産者　塚田　利夫
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４４３号
千葉県千葉市若葉区殿台町135―１―103
破産者　篠田　勝則
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４６５号
東京都世田谷区下馬６丁目21―３―403
破産者　吉野　和昌
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５５２号
東京都新宿区北新宿１丁目25―22―201
破産者　佐藤由紀夫
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５７７号
東京都練馬区旭丘２丁目25―８　岩井ハウスＡ棟
破産者　梶原　洋樹
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８号
北海道野付郡別海町別海緑町106番地の104
破産者　営建工業株式会社
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第５５７号
千葉県我孫子市湖北台７丁目３番15―407号
破産者　株式会社ＬＩＦＥ　ＴＩＭＥ
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５５８号
千葉県我孫子市湖北台７丁目３番15―407号
破産者　岡本　勧嗣
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７７４号
千葉県松戸市横須賀１丁目７番地の８
破産者　齋藤　建二
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８６１号
千葉県松戸市常盤平６丁目15番地の４　常盤平グリーンハイツ201号、開始決定時千葉県松戸市常盤平陣屋前５番地の９　ハーモニー八柱305号
破産者　千葉　　智
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８６５号
千葉県白井市堀込１丁目１番23号
破産者　有限会社八百誠
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８６６号
千葉県柏市布施566番地
破産者　関口　貞則
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７４６１号
東京都板橋区高島平１丁目57―10―101
破産者　吉田　一成
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８９６号
東京都渋谷区神宮前２丁目12番２号
破産者　株式会社アールシージャパン
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４３５号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷５丁目９―57―301
破産者　渡辺　正明
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４５７号
神奈川県川崎市中原区小杉町１丁目403番地60　小杉ビルディング904
破産者　京浜設計株式会社
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９９１号
神奈川県鎌倉市浄明寺６―４―28、住民票上の住所東京都練馬区向山３丁目１―16
破産者　常木　盛雄
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２６３号
東京都千代田区外神田２丁目５番12号
破産者　株式会社ＰＤＸ
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２６４号
埼玉県桶川市寿１丁目12―10　レオパレスＭ―206
破産者　荒井　辰雄
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３６９号
東京都練馬区大泉町２丁目14番17号
破産者　有限会社ハウジングシステム
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部